



国民健康保険料の賦課限度額の見直し 及び出産育児一時金の改定について

【平成23年1月13日付け諮問案件の資料】

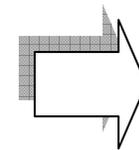
2011年1月
市民部国保年金課

1.政令改正への対応について

I.平成23年度の制度改正への対応

- ・保険料の上限額（限度額）の引き上げ（4万円）が予定されています。

基礎分：50万円 から 51万円に引き上げ
支援分：13万円 から 14万円に引き上げ
介護分：10万円 から 12万円に引き上げ



40歳未満または65歳以上の被保険者

限度額：63万円→65万円

40歳以上65歳未満の被保険者
(介護保険料の必要な被保険者)

限度額：73万円→77万円

II.限度額を引き上げる目的

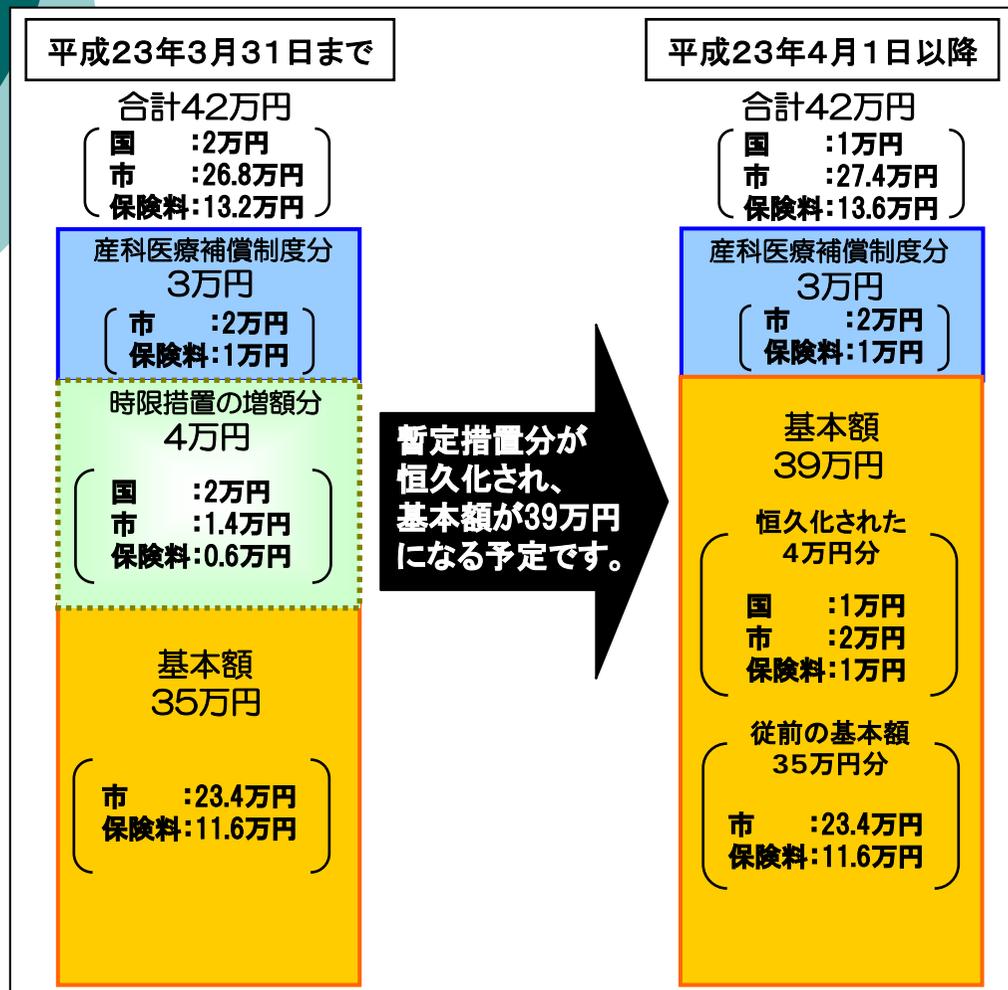
- ・保険料の上限額に達していた世帯に賦課できなかった保険料は、上限額に達していない世帯に再配分されています。
- ・上限額を引き上げることによって再配分される保険料を少なくして、中間所得層の保険料の負担を軽減します。

III.限度額に関する国の方針

- ・協会けんぽの本人負担の上限額（平成22年度は93万円）まで、国保についても段階的に引き上げる方針です。

2. 出産育児一時金の増額について

- 緊急の少子化対策として、平成21年10月より当面2年間（平成23年3月31日まで）の暫定措置として、支給額が4万円引き上げられていました。
- 平成23年度以降は、暫定措置とされていた4万円の引き上げが恒久化される予定です。



出産育児一時金の財政負担

- 出産育児一時金の給付は、平成21年度の実績で年間150件です。
- 恒久化にあわせて国負担分を2万円から1万円に削減するとの方針が国から示されているため、現在、全国市長会から強く反対の声明を出しているところです。
- 見直し予定どおりの実施となると、平成23年4月以降の出産では、出産1件あたり市負担が6千円、保険料負担が4千円増加します。平成21年度の実績件数（150件）で換算すると市負担が90万円、保険料負担が60万円の増加となります。

産科医療補償制度とは

- 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設されました。
- 財団法人日本医療機能評価機構が運営を行っています。
- 府内の分娩機関は、200機関のうち198機関がこの制度に加入しています。
(平成23年1月5日現在)